

入江町周辺地区土地区画整理事業

－ 事業化に向けた地区界測量の実施について －

(入江町周辺地区のまちづくり 第6回 地元説明会)



日時：令和 8年 8月 24日(月)
18:00～

場所：下関市生涯学習プラザ

下関市
都市整備部 市街地開発課

目次

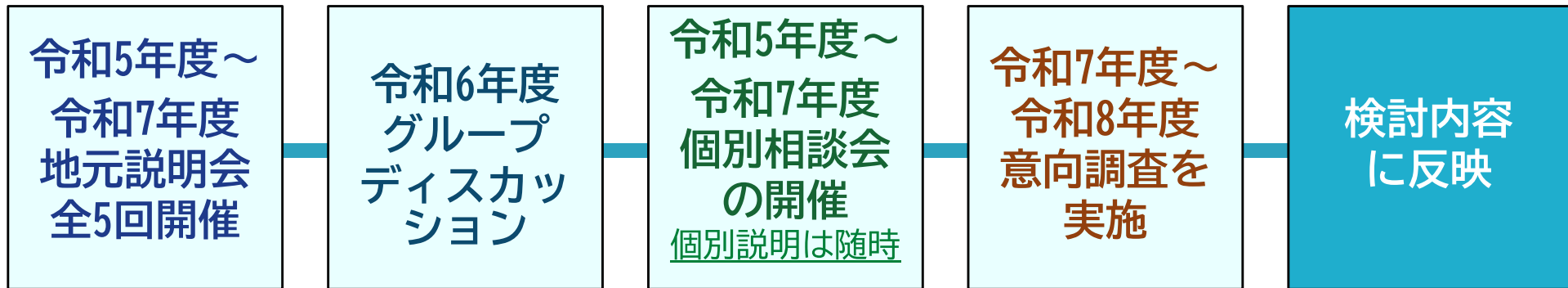
1. まちづくりの振り返り	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
(1)まちづくりの経緯とご意見・ご要望への反映	・	P. 4
(2)土地の意向申出書の集計状況	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
(3)事業の概要	・ ・ ・ ・ ・	P.13
2. 事業化に向けてのお願いとお知らせ	・ ・ ・ ・	P.17
3. 地区界測量調査のご協力のお願い	・ ・ ・ ・ ・	P.26
(1)地区界測量調査の実施体制	・ ・ ・ ・ ・	P.27
(2)地区界測量調査の進め方	・ ・ ・ ・ ・	P.28

1. まちづくりの振り返り



(1) まちづくりの経緯とご意見・ご要望への反映

これまでの取組の流れ



- これまで地元説明会を開催し、まちづくりの考え方や区域設定の方向性について、段階的にご説明を重ねてきました。
- 各回の説明会に加え、グループディスカッションや個別相談会を通じて、ご意見等を伺ってきました。
- 意向調査の結果も踏まえながら、地域の課題や要望を計画検討へ反映してきました。

住民の声を受けて検討を深めてきたこと

主なご意見・ご要望

- 空き家への対応をしてほしい
- 道路の冠水対策をしてほしい
- 崩れそうな擁壁・法面が心配
- 良好な景観のため、墓地のあり方を何とかしてほしい

検討への反映

- 説明会を重ねる中で、地域課題の共有を深めつつ、より実情に合ったまちづくりの方向性を整理してきました。
- 現時点で具体的に反映したもののとして、墓地を区域に組み込むことを決定いたしました。
- 今後も住民の皆さまが「暮らしやすいまち」を実感いただけるよう、まちの将来像（計画）を随時・丁寧にご説明してまいりますこととお約束いたします。

(2) 土地の意向申出書の集計状況

①意向調査の実施概要（令和8年8月時点）

≫ 目的 : 土地の権利者のみなさまのご意向（事業への参加意向・売却など）を把握するため

» 經緯

・調査開始：令和 7年 7月28日～（権利者・相続者は所在が判明次第随時送付）

・前回結果報告：令和 8年 1月30日（意向調査結果、区域編入、反対・その他意向者への再調査実施の説明）

・区域編入者への調査開始、未提出者への再送付、反対・その他意向者への再調査
：令和 8年 2月 6日～（権利者・相続者は所在が判明次第随時送付）

※調査対象：土地区画整理事業検討区域の土地所有者及び相続人（区域編入箇所含む）

≫調査方法：郵送による意向申出書の発送

※回答方法：意向申出書へ記入の上、郵送または手渡し・WEB

≫権利者数 : 257名 (前回235名)

※相続人 2人以上の場合でも権利者数は1名として集計。

※区域編入者及び新たに所在が判明した権利者を含んでいます。

≫意向申出数 : 224名 (87.2%) (前回188名 (80.0%))

②意向調査の再調査実施状況（令和8年8月時点）

- ≫ 目的 : 意向調査で「反対／その他」と回答された方の心配事・意向を把握し、今後の対応・対策・計画に活かすため。
- ≫ 調査開始 : 令和 8年 2月6日
- ≫ 調査対象 : ①令和8年1月までの意向申出書の回答が「反対／その他」の方 約60名
②令和8年1月まで未提出（未調査）の方 約60名
・令和8年1月まで未回答であった方
・令和8年1月以降に新たに所在が判明した方
・区域編入により新たに対象となった方
（意向申出書と合わせて同封し、「反対／その他」回答者のみ提出）
- ≫ 調査方法 : 郵送による意向調査の再調査票の発送
- ≫ 回答方法 : 再調査票へ記入の上、郵送または手渡し・WEB
- ≫ 対象権利者数 : 約120名
- ≫ 回収数 : 45名

意向調査の再調査結果（Q 1 回答）

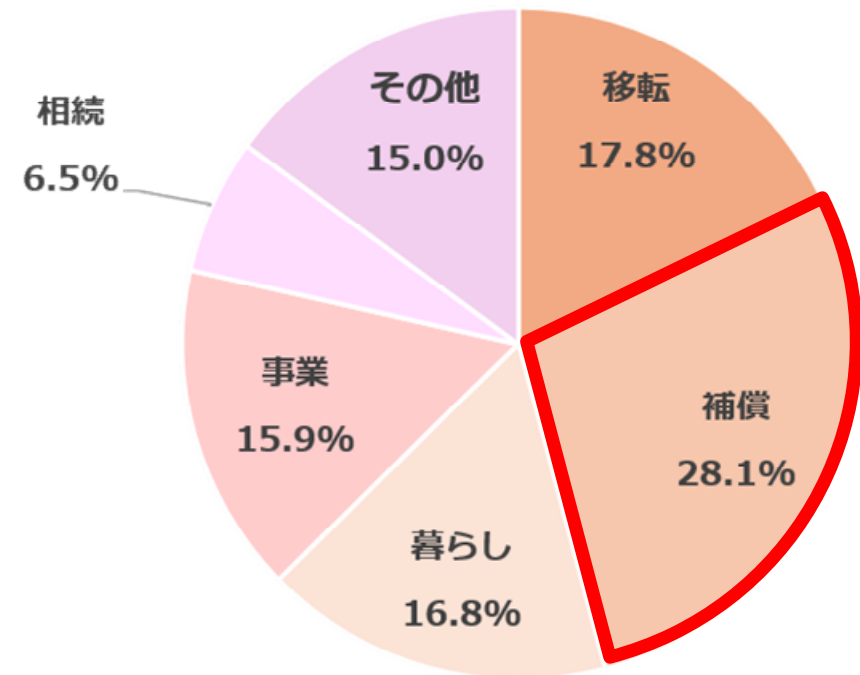
心配なこと、ご不安なこと（懸念されること）について伺いました。

心配なこと

回答があった心配なこと（所有者ごと）

移転のこと	17.8%
補償のこと	28.0%
暮らしのこと	16.8%
事業のこと	15.9%
相続のこと	6.5%
その他	15.0%
総計	100.0%

※重複回答あり



「その他」意向のご意見

- ・まだまだ先の話としてとらえている実感がわからない
- ・引っ越し作業ができるような時間、体力的余裕がない
- ・めんどくさい
- ・すべてが不明
- ・不安なことはない

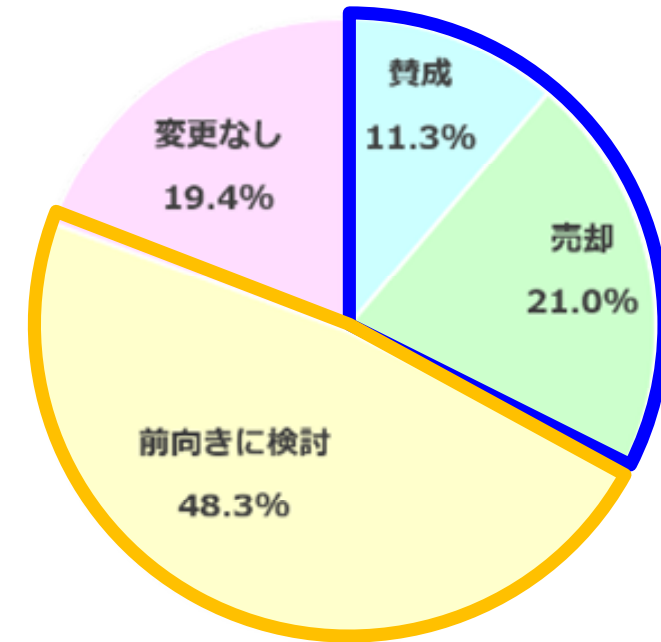
意向調査の再調査結果（Q2回答）

意向を変更される可能性について伺いました。（31名回答）

意向を変更する可能性

■意向を変更してよい（賛成）約1割
■意向を変更してよい（売却）約2割 } 意向を変更した方

■ 前向きに検討
（心配なことが解消できれば） 約5割
■ 変更なし 約2割



意向を変更する可能性（所有者ごと）	回答数	回答率
土地区画整理事業に賛成	3.50	11.3%
市へ土地を売却したい	6.50	21.0%
Q1の内容が解消できれば、前向きに検討	15.00	48.3%
Q1の内容が解消できても、変更ない	6.00	19.4%
総計	31.00	100.0%

※回答数は複数回答の票を等分しているため、小数点以下まで数値を表しております。

③意向申出書及び再調査による意向調査結果

再調査を実施し個別説明を継続した結果、賛成の声が増えました。

土地区画整理事業に対するお考え

■ 賛成 最新74%※（前回70%）

（事業へ参加・事業に賛成、及び市へ売却の合計）

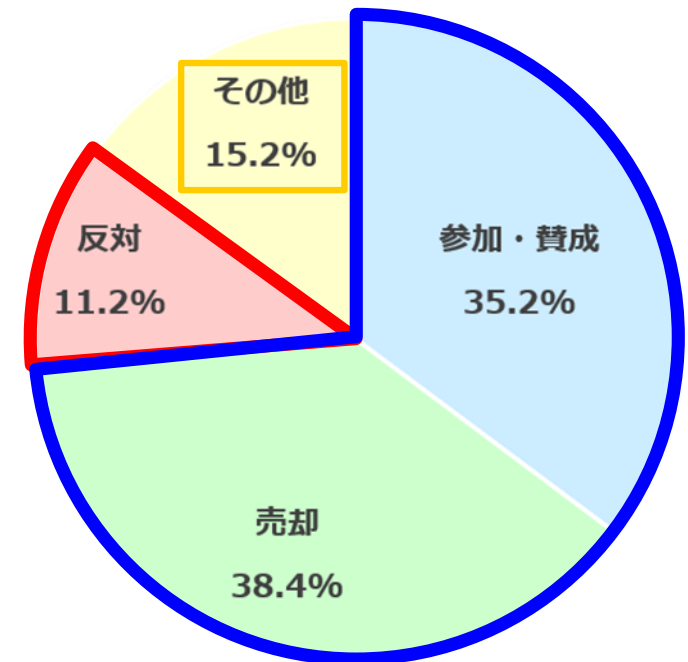
※再調査で意向を変更した方も含む。

■ 反対 最新11% （前回14%）

反対意向の主な属性

立地：市道丸山線・都市計画道路三百日本町線など、利便性の高い道路に面した土地に比較的多く見られます。

用途：住宅地に比べ、事業用地でのご意見がやや多く出ている傾向があります。



土地区画整理事業へ参加・賛成	78.75	35.2%
市へ土地を売却	86.00	38.4%
土地区画整理事業に反対	25.00	11.2%
その他	34.25	15.2%
意向申出数 総計	224.00	100.0%

「反対/その他」のうち15人は
「心配なことが解消できれば
前向きに検討」と回答。

※回答数は複数回答の票を等分しているため、小数点以下まで数値を表しております。

④個別相談実施後の意向の変化と得られた効果

1. 変化の概要

反対・保留の意見

個別相談で具体的懸念が解消 → 反対意向が減少

その他の要望・質問

細部の不安や要望が整理・可視化 → 未整理の質問が減少

2. 気づき・意識変化

説明資料だけでは伝わりにくかった点

- ・立ち退きの実態や手続きの流れが不透明だった
- ・補償・移転支援の具体策が抽象的だった

個別相談で解消された不安

- ・「立ち退き＝不利益」から「支援付きで円滑に移転」へ認識が転換
- ・公平な補償金額のあり方・支給時期の概算提示により 金銭面の不安が軽減

まちづくりへの関心が向上

- ・「自分だけの問題」→「地域全体の将来像」に視点が広がった
- ・住民同士の意見交換が活性化し、共創意識が芽生えてきています。
- ・このまちづくりの取り組みは徐々に広がりを見せ、地域全体に浸透しつつあります。

個別相談により、不安が解消され、賛同が拡大したことが確認できました。今後もこの流れを踏まえ、透明性の高い情報提供と住民参加型のまちづくりを推進します。

⑤意向調査のまとめ

1. 調査で浮かび上がった住民の声

- ・最大の不安は「補償」 ※質問が多く寄せられました
- ・次に多いのは「移転・暮らし方」への懸念、事業全体への不安

2. 再調査の結果

- ・再調査票を提出された方のうち、意向を変更した方、「心配が解消すれば前向きに検討したい」という声が多数。

3. 個別相談の効果

- ・個別相談に参加された方は、直接対話を通じて不安が解消され、賛同が拡大しました。
- ・説明会後の対話が、住民の理解と合意形成に大きく寄与したことが確認できました。

4. 今後の対応（不安に応える具体策）

補償・保障に関する不安

- ・国の補償基準に基づき、公平・等価の金額を支払う。
- ・補償の概要・案は、個別交渉を開始する前に事前にご提示いたします。

移転・暮らし方への懸念

- ・移転先情報・生活基盤の確保を提供。
- ・長期的なサポート体制を整備し、円滑な移転を支援。

事業全体への不安

- ・事業スケジュール・進捗を定期的に報告し、透明性のある情報提供を徹底します。

その他の疑問・要望

- ・相談窓口を設けています。お電話で日時をご予約頂ければスムーズにご案内します。

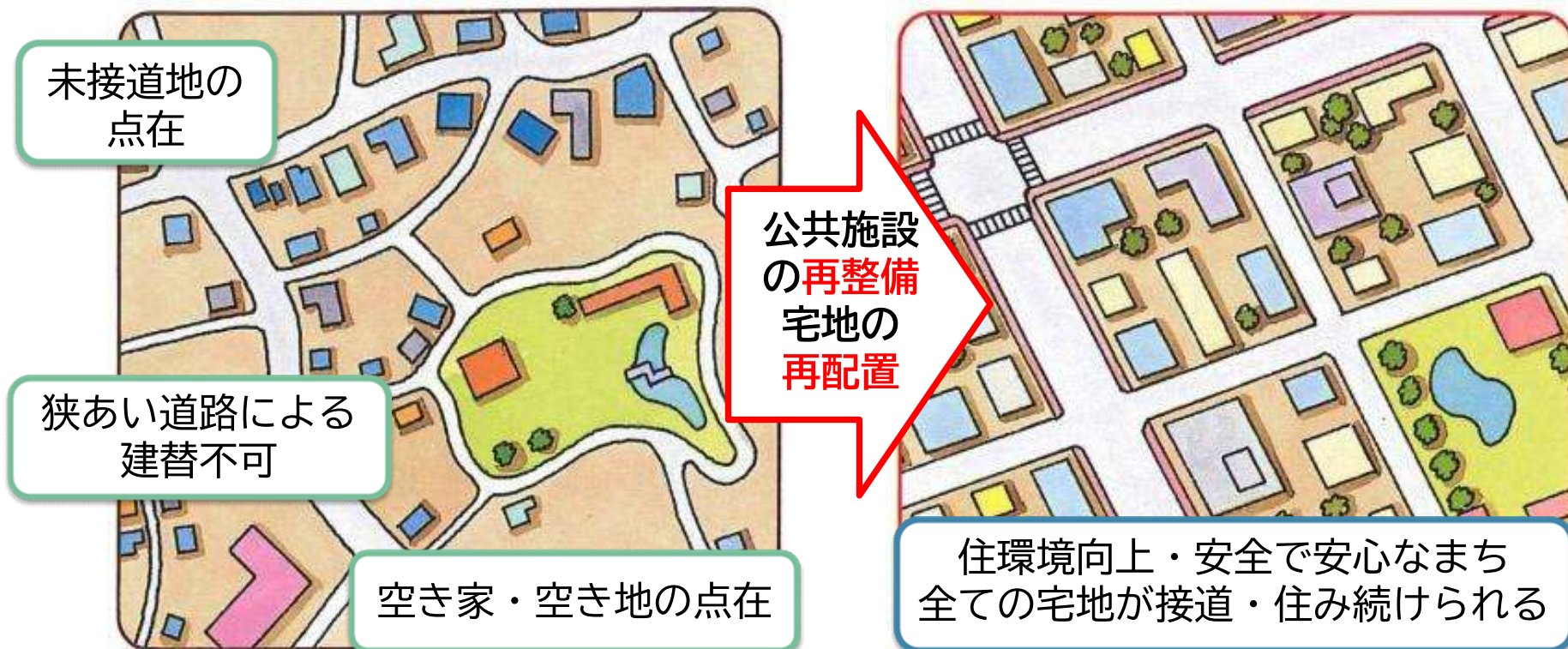
(3)事業の概要

1. 土地区画整理事業とは

道路、公園、排水施設などの公共施設を整備し、土地の形状や配置を整え、安全で利用しやすい市街地を形成する事業です。

施行前（事業開始前）

施行後（事業後）



2. 本地区で目指すもの

①背景・地域課題

- ・人口減少・高齢化が進行し、住宅・公共空間の老朽化が顕在化
- ・斜面住宅の安全性、道路の冠水、擁壁・法面の劣化が地域全体のリスクとなっている
- ・墓地・公園等、景観維持と防災機能の両立が求められている

②事業の基本方針

- ・安全・安心の基盤整備 — 斜面住宅・擁壁の再整備、排水・道路の冠水対策
- ・土地の有効活用 — 学校跡地・空き地の再区画化、住宅・商業のバランス再配置
- ・景観・暮らしの質向上 — 墓地・緑地の配置最適化、公共広場・歩道ネットワークの創出

③本事業が目指す具体的目標

- ・道路・公園・住宅ブロック間の連続性を確保
- ・安全な擁壁・法面の形成
- ・道路の冠水対策
- ・墓地や緑地のバランスを確保し、景観と防災機能を両立



イメージ図（案）

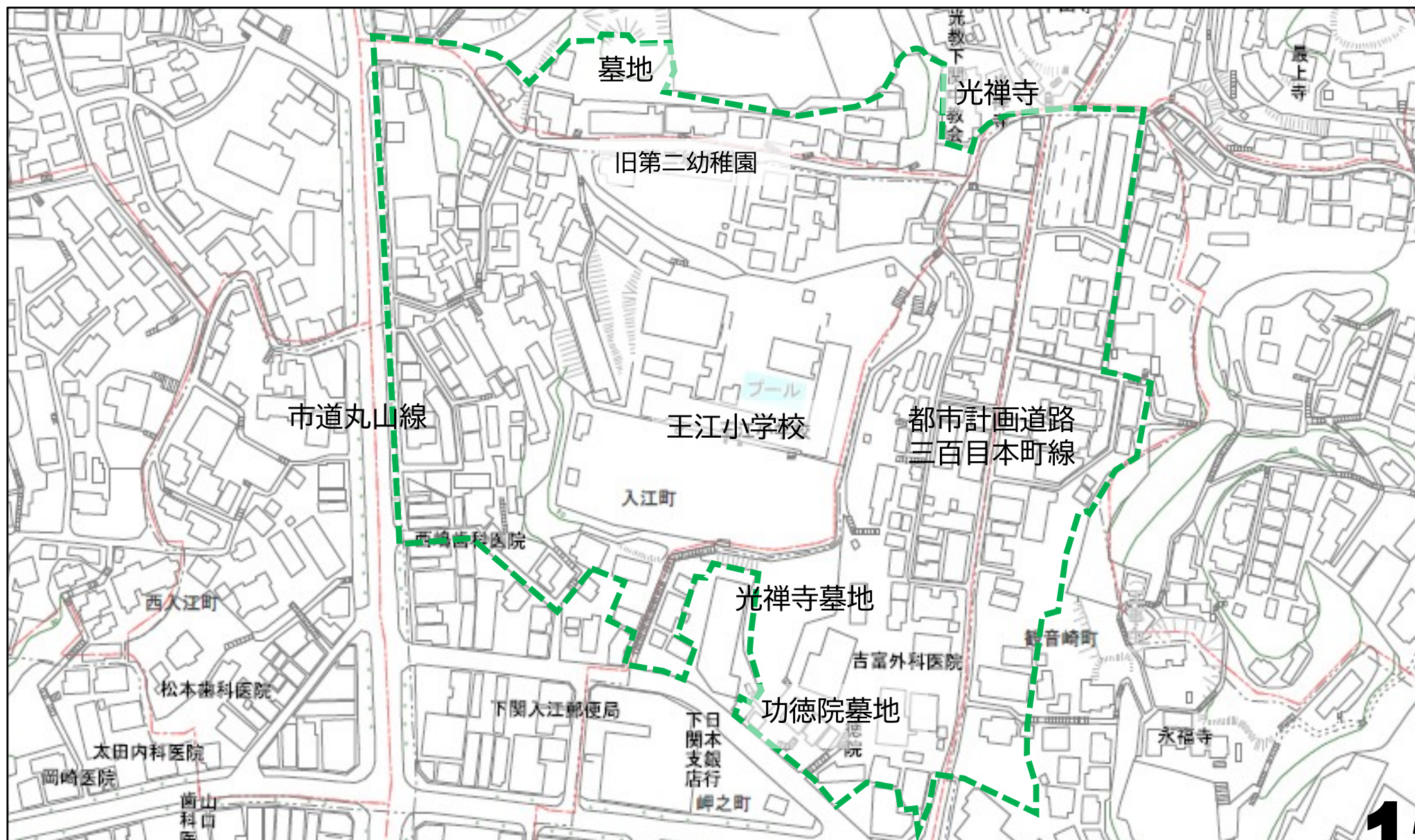
④期待される効果

- ・安全性の向上により災害リスクが大幅低減
- ・景観・緑地の確保により住民の生活満足度が向上
- ・「入江町周辺地区」のブランド価値が向上し、若年世代・事業者の流入が期待できる

3. 事業予定区域

緑の破線が地区界測量調査予定の概ねの位置です。

主な区域の境は、整備に必要な道路界・水路界・地番界、現況の地形などです。



事業全体のスケジュール（案）

※事業決定後の予定年度は
ほかの事例を参考とした
目安の時期です。

事業決定前

まちづくりの検討
基本調査

事業の合意形成

現在

地区界測量の実施

事業決定に必要な
事業計画等の作成
都市計画決定

事業決定

事業決定後

詳細な設計・工事計画

仮換地指定
建物調査
補償契約

工事着手

引越⇒解体⇒造成

エリア毎に順次実施
※この時期を個別にお示
しできるのは、工事計画
作成後になります。

換地処分・清算

令和12～14年度

建物調査
令和15年度以降
補償契約
令和16年度以降
※国が定めた補償基
準に基づく補償金額
を個別にお示しでき
る最速の時期

A地区

B地区

C地区

現在から
20～30年後

令和3～6年度

令和7年度

令和8年度

令和9～10年度
次回説明会
(第7回) 予定

令和11年度

2. 事業化に向けてのお願いとお知らせ

～今、皆さまができること～



事業決定まで約4年 ～今できること・考えておくこと～

実際の事業化までには約4年の時間を要する見込みです。

そのため、この期間を「何もできない時間」とするのではなく、将来のまちづくりに向けて、「今のうちからできること」「考えておけること」、また、「市からお願いしたいこと」などを整理しました。

まちづくりを円滑に進めるためにも、みなさま一人ひとりのご理解とご協力が必要です。

権利者の多くが60代以上であることを踏まえ、ご自身・ご家族の将来を見据えた整理をお願いしたいと考えています。

『まだ先のこと』ではなく、『今のうちに確認しておく』ことが大切です。

※早めの対応が、ご家族の安心と円滑なまちづくりの推進につながります。

①入江町周辺地区 土地権利者・相続状況（令和7年度時点）

1 現況

登記簿上の権利者 約50名 が死亡 死亡者の相続人 判明・未判明 が混在

※なお、認知症や施設入居などにより、対応が難しい権利者様もいらっしゃいます。

2 通知・送付の対象

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 相続人が判明 | → 相続人へ通知・書類送付 ㊚ |
| ② 相続人がいない（不明） | → 通知不可 |
| ③ 相続人はいるが住所不明 | → 所在不明として保留 |
| ④ 権利者が対応不可 | → 親族へ送付 ㊚ |

3 権利者の対応

- ・ 権利譲渡・売却（譲受人へ）
- ・ 相続土地国庫帰属制度 の適用 → 国に帰属

4 相続者の反応（通知が届いた場合）

- ・ 知っていたが諸事情により保留にしていた
- ・ 手続きは終わった（親族の誰かが引き継いだ）ものと思っていた
- ・ 知らなかった（権利者と面識もない、どこの土地かわからない）

5 相続者の対応

- ・ 親族と相談中
- ・ 相続登記 実施／手続き中
- ・ 相続放棄

②相続登記について

相続登記や変更登記（住所・名前）は**義務化**されています。

☑所有者が亡くなられた方

→**相続登記が必要**です。

『誰が引き継ぐか』をご家族で事前に話し合ってください。重要です。

☑登記簿上の住所・氏名が変わった方

→**変更手続きが必要**です。

連絡先が古いと通知や確認に支障が出ます。
円滑に進めるため、現時点でご確認ください。

※具体的な手続きは**法務局・司法書士等**へご相談ください。

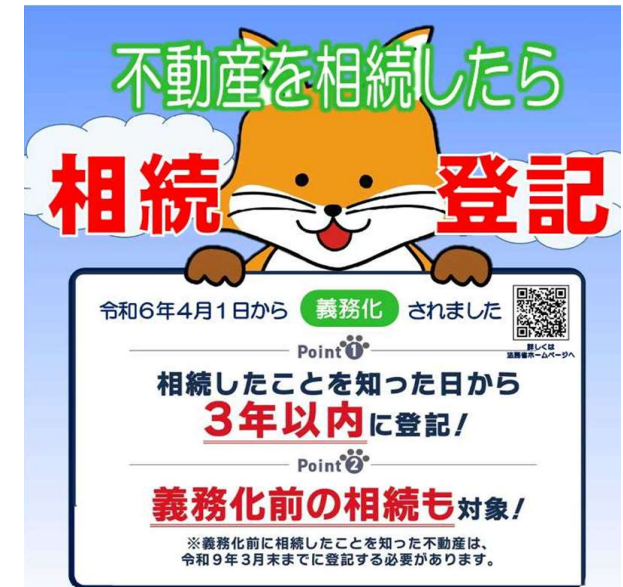
パソコン、スマートフォンなどから、

法務局 相続登記



で検索

もしくは右のQRコードからアクセス



③相続登記のお願い

入江町周辺地区の現状と背景

- ・ 名義人が死亡したまま変更されていない土地が多数
- ・ 相続者も高齢化が進んでいる状況
- ・ 跡継ぎの市外転出、相続人の増加で連絡が取りにくい
- ・ 書類取得や全員の同意が必要になるため、手続きが長期化しやすい

なぜ「土地の名義をきれいに整える」ことが重要か

まちづくりの基盤：

正確な所有者情報が無ければ**土地の活用・開発ができない**

相続人探しが困難に：

年が経つほど関係者が増え、**手続きが泥沼化**

個人のリスク：

放置すれば自分や子孫が**将来の相続・売却で大きな負担を背負う可能性**

私たちが次世代にできること

名義変更（相続登記）は単なる手続きではありません。

ひとりひとりが権利関係をはっきりさせることが、「危険な空き家を減らす」

「消防車や救急車が通れる道を確保する」「地域の防災力を高める」という、このまちの未来を守る行動に直接つながります。

皆さんが「このまちを良くしよう」と動き出せるようにするためにも、まずは私たちひとりひとりが土地の権利をクリアにしておくことが必要です。

④共有名義はできるだけ避ける方向で

相続の方法はご家族ごとの事情がありますが、将来の手続きのしやすさを考えると、**土地はできるだけ単独名義で整理**していただくことが望ましい場合があります。

例えば親族（兄弟等）で2分の1ずつ、3分の1ずつ共有すると、今後の協議・同意・書類取得などが都度全員分必要となり、**手続きが複雑になるおそれ**があります。

区画整理や売却、建物の処分、次の相続の際にも、**関係者が増えるほど調整が難しくなる**ことがあります。

また、共有通路を他の所有者と共同で所有している場合、**相続漏れや管理責任に伴うトラブル**が生じやすくなります。

そのため、市としては将来の負担を少なくする観点から、**できるだけ権利関係を分かりやすくしておくこと**をお願いしたいと考えています。

⑤相続土地国庫帰属制度 ～土地の管理にお困りの方へ～

相続土地国庫帰属制度とは、相続人が不在・放棄した土地を国が取得する制度です。

対象者

- ☑一刻も早く**不要な土地を手放したい方**
- ☑ 相続後の**管理負担**を家族に残したくない方
- ☑ **今後の利用予定がなく、維持管理に不安**がある方

制度の概要

- ・相続または遺贈により取得した土地について、一定の要件を満たす場合に**国へ帰属**させることができる制度です。
- ・区域内でもこの制度の活用を検討している方や関心を示している方が複数おられます。

ご留意点

- ・申請には法務局の審査有。
- ・**建物がある土地は対象外**となるなど、要件有。
- ・承認後は**負担金の納付**が必要。



※ 制度の最新情報や申請条件は**法務局等**でご確認ください。

⑥建物の建て替え等について

工事開始時の基本ルール

原則として、工事が始まる際は対象物件の除却が必要です。（計画段階でご案内します）

今後の規制について

事業決定（令和11年度予定）後は、

土地の形質を変える工事（盛土・切土など）

建物の新築・改築（大規模リフォームを含む）のいずれも、市の許可が必要です。

工事实施時の補償額への影響

①評価額の変動

- ・新築やリフォームにより土地・建物の評価額が上昇。
- ・評価額が上がると補償額も増え、事業コストが上昇。

②補償費用の構成

- ・本事業費の大部分は皆さまへの補償費です。
- ・国の補助金がありますが、市の負担も大きくなる点をご留意ください。



今後のお願い

- ・事業の進捗を見ながら、無理のない計画を立ててください。
- ・住宅の将来像や生活への影響を、家族・関係者と共有し検討してください。
- ・新築後すぐに取り壊すことの非効率性を踏まえ、可能な限り工事を見合わせる配慮をお願いいたします。

⑦移転先への不安の解消に向けて

不安の把握

高齢の方にとって「将来どこへ移るのか」が大きな不安であることは承知しています。

移転時期

事業スケジュールは16ページをご参照下さい。

事業が開始された後でも、直ちに立ち退きを強制することはありません。

具体的には、事業決定後、あるいは補償契約が締結された時点においても、住民の皆さまに事前の調整期間を設けたうえで、段階的に移転を進めてまいります。

移転先の選択

移転先はできるだけご本人の意思で決めていただきたいと考えております。

市の支援姿勢

市としては、できる限りのご支援をしたいと考えております。移転時期がまだ先であるため、すぐに具体的な解決策や手順をご提示することは難しい状況です。

しかし、移転先に関する情報提供やご相談につきましては、可能な限り対応させていただきます。

今後、支援の仕組みや方法を検討し、具体案を纏めてまいります。内容が整い次第、改めて皆さまにお知らせいたします。



3. 地区界測量調査のご協力をお願い

「暮らしやすいまち」への第一歩は、正確な土地情報から



(1) 地区界測量調査の実施体制

○ 事業主体 （下関市）

全体調整、説明、事業化手続

○ 調査受託者 （国際航業株式会社）

測量調査、現地確認、資料整理

住所 ： 東京都府中市晴見町 2 - 2 4 - 1

連絡先： 0 4 2 - 3 0 7 - 7 6 9 9 （国際航業株式会社）

※測量作業の補助として、株式会社宇部建設コンサルタントも現地に入ります。

○ 地区界に接する権利者の皆さま

- ・ 日程調整、現地立会いへのご協力
- ・ 土地境界に関する資料のご確認（押印）、必要に応じ、聞き取りへのご協力

【ご留意いただきたい点】

- ・ 調査日程は事前にご案内します。
- ・ 調査内容に応じて個別にご連絡します。
- ・ 調査日程や内容などご不明な点は国際航業株式会社までご相談ください。

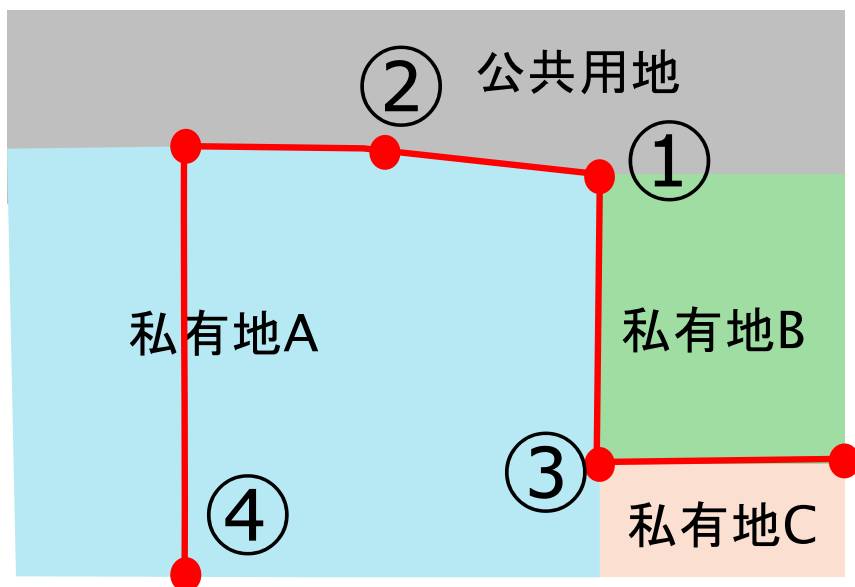
(2) 地区界測量調査の進め方

1. 地区界測量調査の目的

- ・ 測量は「権利と安全を守る」第一歩です。
- ・ 地区面積を確定し、詳細な検討を行って事業化へと進めます。
- ・ 住民参加型のプロセスを通じて、みんなが納得できるまちづくりを目指します。

2. 確認いただく境について

- ・ 官民境界（公共用地と私有地の境）と民民境界（私有地との境）を確認



- ① 公共用地－私有地A－私有地B
- ② 公共用地－私有地A（筆の途中の折れ点）
- ③ 私有地A－私有地B－私有地C
- ④ 私有地A単独（分筆必要な箇所）

3. 調査の主な内容、進め方

ステップ1	対象権利者への事前案内		9月上旬～
ステップ2	測量業者による予備調査（現地確認含む）		9月上旬～中旬
	地積測量図がある場合 （主に入江町・岬之町の方）	地積測量図がない場合 （主に観音崎町の方）	
ステップ3	現地での地区界に関する 確認・立会い	（左記と同じ）	9月中旬 ～12月下旬
	地区界確認書へ署名及び 押印（認印）	地区界の確認のみ	
ステップ4	測量実施	（左記と同じ）	9月下旬 ～1月下旬
ステップ5	—	調査結果の郵送・ 地区界確認書へ署名及び 押印（認印）	10月上旬～ 2月下旬

調査対象の方にご協力いただきたい内容

権利者の確認：地積測量図等既存資料がある場合、ステップ3まで。
// がない場合、ステップ5まで。

4. 各ステップの概要

ステップ1 対象権利者への事前案内

9月上旬～

- 対象となる地権者のみなさまへ個別に現地立ち会いの日程案内をお送りします。

■事前案内イメージ

土地の境界立会いについて(通知)

土地区画整理事業の施行地区界を確認するため、あなたが所有する下関市入江町〇〇番の土地と下記の土地との境界について、立会を行いますので、2026年〇月〇日 午前(午後)〇時までにこの通知書を持って現地までお越しくださいますようお願いいたします。なお、当日の境界確認後、書類に署名・捺印をいただく予定なので、印鑑をご用意ください。

記

下関市入江町〇〇番、下関市入江町〇〇番

(注) 当日、あなたがご来場できない場合は、代理人のご来場で支障ありません。その際には、代理人への委任状が必要となりますので、同封の委任状にその旨ご記入ください。委任状は代理人が当日に持参ください。ご都合が悪い場合や、郵送による境界確認をご希望される方については以下の調査受託者へご連絡ください。名義人が亡くなっている場合は、市へ連絡ください。

【連絡先】 〇〇

ステップ2 測量業者による予備調査（現地確認含む）

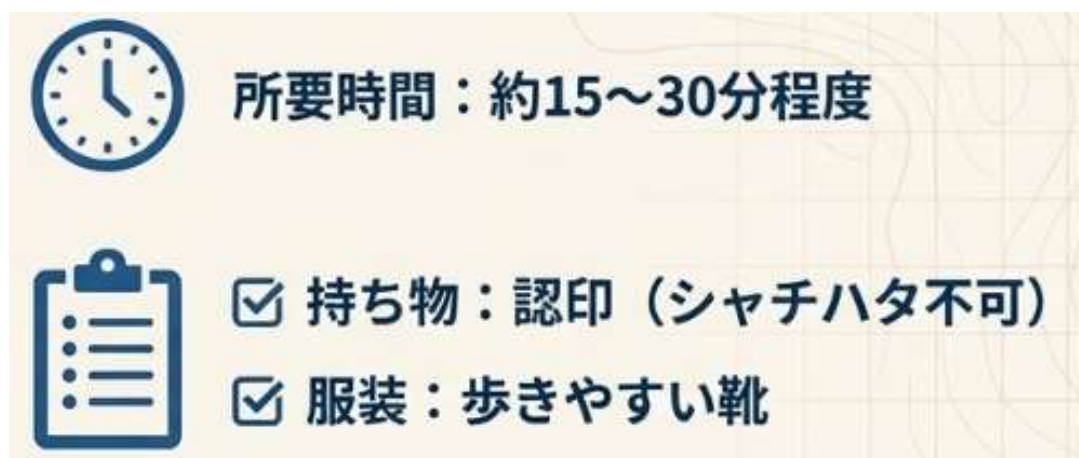
9月上旬～9月中旬

- 法務局などで集めた既存の図面（地積測量図や公図）等、客観的な資料を基に、測量業者が現地に入り、現況調査をします。
- 既存の境界標（コンクリート杭や金属釘）等を確認します。
- 現地に入る調査員は、腕章を着用し、「身分証明書」を携帯・提示します。ご不審な点や気になることがあれば、いつでもお気軽に声をかけください。

ステップ3 現地での地区界に関する確認・立会い

9月中旬～12月下旬

- あらかじめ調整した日時に、ご自宅またはお持ちの土地（現地）にて、お立ち会いいただき、既存の図面（地積測量図等）を基に実際の土地の境（境界）を確認します。
- 代理人が立ち会う場合、委任状を持参ください。
- お立ち会いにかかる所要時間は「約15分～30分程度」です。



※代理人が立会う場合、委任状を持参ください。

ステップ3 現地での地区界に関する確認・立会い

9月中旬～12月下旬

⚠【交通費等について】

- 交通費・宿泊費は自己負担となりますので、予めご承知おきください。

🛡【安全対策】

- 現地を調査する作業員は、必ず「腕章」を着用し、下関市が発行した「身分証明書」を携帯しています。

第 3 号	
身 分 証 明 書	
受注者 所 在	下関市唐戸町2-12ブロートン泰平
名 称	国際航業株式会社 下関営業所
氏 名	公共 三郎
生年月日	平成3年5月3日
上記の者は、測量法第15条第1項（裏面記載）の規定により、測量計画機関の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
業務名称	令和8年度 入江町周辺地区土地区画整理事業地区界測量業務
有効期間	（自） 令和8年7月6日 （至） 令和9年3月31日
発行日	令和8年7月 日
測量計画機関	下関市南部町 1-1 下関市 市長 前田 晋太郎
印	

ステップ3 現地での地区界に関する確認・立会い

9月中旬～12月下旬

●地積測量図等がある場合（主に入江町、岬之町の方）

- ・土地の境（境界）を確認後、「地区界確認書」にご署名と「認印」による押印をいただきます。

（次のページを参照）

- ・地積測量図等、境界が確認できる既存資料がある場合は、権利者が対応いただく内容はステップ3までです。

●地積測量図等がない場合（主に観音崎町の方）

- ・境界の確認にご協力ください。次のステップ4、ステップ5までの対応をお願いすることとなります。

地区界確認書イメージ

(仮称) 入江町周辺土地区画整理事業
地区界確認書

土地の表示

所 在 下関市入江町
 地 番 〇〇〇
 地 目 宅地
 地 積 〇㎡

(仮称) 入江町周辺土地区画整理事業の施行地区界に関し、上記土地の調査、測量に
 隣地所有者（又は利害関係人）として立会いをしたが、当該土地に隣地する
 私の所有地（又は利害関係地）との筆界については、別紙図面に図示されたとおり
 相違ないことを、確認いたします。

記

隣地番	立 会 者	印	立 会 日 年 月 日	備考
	住所 氏名			
〇〇〇	〇〇 〇〇		2026年〇月〇日	
〇〇〇	〇〇 〇〇		2026年〇月〇日	
〇〇〇-〇	〇〇 〇〇		2026年〇月〇日	
道	下関市		2026年〇月〇日	

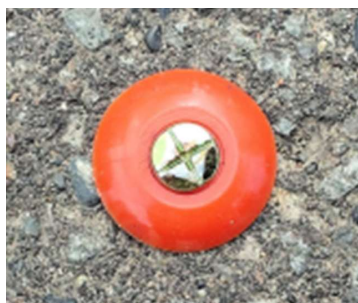
※押印は、あくまで「お互いに土地の境目を確認し、内容に相違ないことを認めた」という
 ことをお互いに確かめ合うためのものであり、区画整理事業の合意の確認ではありませんの
 で、ご安心ください。
 皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

ステップ4 測量実施

9月下旬～1月下旬

- 立ち合いで確認した位置へ境界標（杭）を設置します。
（現地に杭や鉾等がない場合）
- 境界標は、お住まいの土地の状況に合わせて最適なものを設置します。
- 境界標に基づき、測量を実施します。
- 権利者様ご自身の作業はありませんが、調査員の敷地立ち入りにご協力をお願いします。

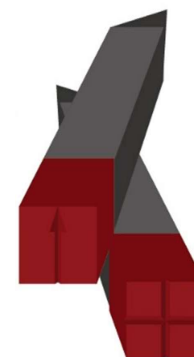
金属鉾



金属標



境界杭



矢印の先端や、十字の交差点が正確な「境界のポイント」を示しています。

●地積測量図等がない場合（主に観音崎町の方）

ステップ5 調査結果の郵送・ 地区界確認書へ署名及び押印（認印）

10月上旬～2月下旬

- ・ 調査結果を整理し、資料を郵送します。
- ・ あらためてご説明等が必要な場合は、個別にご連絡をいたします。
- ・ 調査結果をご確認の上、「地区界確認書」にご署名と「認印」による押印をいただきます。あわせて調査結果の図面にご署名いただきます。

※この押印は、あくまで「お互いに土地の境目を確認し、内容に相違ないことを認めた」ということをお互いに確かめ合うためのものであり、区画整理事業の合意の確認ではありませんので、ご安心ください。
皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

情報を随時下関市ホームページに公開しています。



パソコン、スマートフォンなどから、

入江町周辺地区のまちづくり



で検索

もしくは右のQRコードから
アクセスしてください。



◎不明な点につきましては、市街地開発課までお問い合わせください。
開庁時であれば電話でいつでも受け付けております。

◎今後土地を相続された場合、住所を変更された場合など、当課までお知らせいただければ、今後の資料発送先に対応できますので、ぜひお知らせください。

【ご連絡先】

下関市 都市整備部 市街地開発課

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1 本庁東棟3階

TEL:083-224-2015